

第3回六角川学識者懇談会

日時：平成23年6月3日(金) 9:30～

場所：ホテルグランデはがくれ

2Fフラワーホール

議事次第

1. 開会
2. 挨拶
3. 議事
 - ・ 治水整備メニューの検討について 【資料-2】
4. 今後のスケジュールについて
5. 閉会

六角川学識者懇談会設立趣旨

平成9年の河川法改正に伴い、河川管理者は、長期的な河川整備の基本となるべき方針を示す「河川整備基本方針」を定めることとなり、六角川水系においては、平成21年2月9日に「六角川水系河川整備基本方針」が策定されました。

これを踏まえ、基本方針に沿って今後概ね20～30年間の具体的な河川整備の目標や内容を示す「河川整備計画」を定めることとなりました。

河川整備計画(案)の策定にあたり、河川法第16条の2第3項に規定する趣旨にもとづき、河川整備計画の原案について学識経験者等からご意見を聴く場として「六角川学識者懇談会」を設置するものです。

また、併せて懇談会では公共事業の効率的及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため実施する「計画段階評価」及び「再評価」について審議いただきます。

(参考1) 河川整備計画

河川法第16条の2第3項

河川管理者は、河川整備計画の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、河川に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

(参考2) 計画段階評価

第1 目的

公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、直轄事業等の事業評価において、計画段階における事業評価(計画段階評価)を導入する。

第3 評価の実施

評価の実施主体は、事業の内容について関係する都道府県・政令市等の意見を聴いた上で、学識経験者等の第三者から構成される委員会等の意見を聴く。

なお、河川事業、ダム事業については、河川法に基づき、学識経験者等から構成される委員会等における当該事業の代替案の比較評価を含めた審議及び都道府県の意見聴取を経て、河川整備計画の策定・変更を行う場合には、計画段階評価の手続きが行われたものとして位置付けるものとする。

(以上、「国土交通省所管公共事業における政策目標評価型事業評価の導入についての基本方針(案)」より抜粋)

(参考3) 再評価

第1 目的

公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、再評価を実施する。再評価は、事業採択後一定期間を経過した後も未着工である事業、事業採択後長期間が経過している事業等の評価を行い、事業の継続に当たり、必要に応じその見直しを行うほか、事業の継続が適当と認められない場合には事業を中止するものである。

第4 再評価の実施及び結果等の公表及び関係資料の保存

1 再評価の実施手続

(4) 河川事業、ダム事業については、河川法に基づき、学識経験者等から構成される委員会等での審議を経て、河川整備計画の策定・変更を行った場合には、再評価の手続きが行われたものとして位置付けるものとする。

(以上、「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」より抜粋)

六角川学識者懇談会 規約

(名称)

第1条 本会は、「六角川学識者懇談会」(以下「懇談会」という。)と称する。

(目的)

第2条 懇談会は、六角川水系河川整備計画(案)を策定するにあたり、河川法第16条の2第3項に規定する趣旨に基づき、学識経験者として意見を述べるものとする。

2 前項とあわせて、六角川水系河川整備計画の治水事業に係る計画段階評価、六角川水系直轄河川改修事業の再評価について、学識経験者として意見を述べるものとする。

(組織等)

第3条 懇談会は、国土交通省九州地方整備局長が設置する。

2 懇談会の委員は、六角川流域に関し、学識経験を有する者のうちから、国土交通省九州地方整備局長が委嘱する。

3 懇談会の委員の任期は河川整備計画(案)の策定までとする。

(懇談会の成立)

第4条 懇談会は委員総数の2分の1以上の出席をもって成立する。

(委員長)

第5条 懇談会には委員長を置くこととし、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は懇談会の運営と進行を総括し、懇談会を代表する。

3 委員長が事故等の理由により出席できない場合には、委員長があらかじめ指名する者が職務を代行する。

(公開)

第6条 懇談会は原則公開とする。懇談会の公開方法については、懇談会で定める。

(事務局)

第7条 懇談会の事務局は、国土交通省九州地方整備局武雄河川事務所調査課に置く。

(規約の改正)

第8条 懇談会は、この規約を改正する必要があると認めるときは、委員総数の2分の1以上の同意を得てこれを行うものとする。

(その他)

第9条 この規約に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、懇談会において定める。

(附則)

この規約は、平成23年3月22日より施行する。

六角川学識者懇談会委員名簿

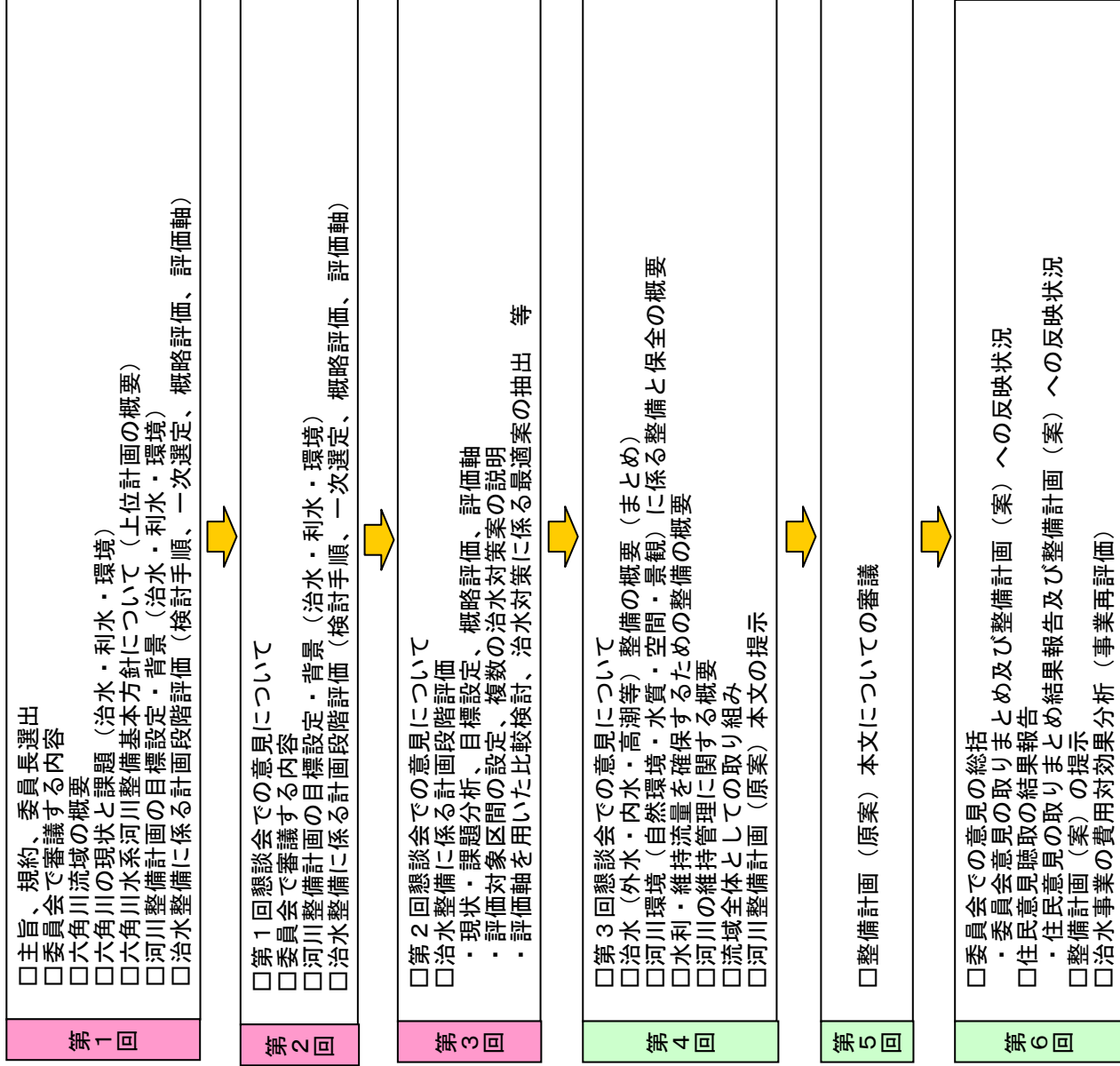
(敬称略 五十音順)

氏名	専門分野	所属等
いのうえ かずお 井上 一夫	利活用	佐賀水ネット代表
おおくし こういちろう 大串 浩一郎	水工学	佐賀大学大学院 工学系研究科 教授
かたふち ひろあき 片渚 弘晃	農業水利	白石土地改良区理事長 白石町長
こが けんいち 古賀 憲一	水質	佐賀大学大学院 工学系研究科 教授
たがみ たくじ 田上 卓治	漁業	佐賀県有明海漁業協同組合 参事兼業務部長
たしま まさとし 田島 正敏	魚類	佐賀県立致遠館高等学校 教諭
ひがし かずのり 東 和敬	陸上昆虫類	佐賀大学名誉教授
みうら のりひこ 三浦 哲彦	地盤工学	佐賀大学名誉教授
やまし ひろゆき 山西 博幸	環境工学	佐賀大学低平地沿岸海域研究センター 准教授
やまもと ちようじ 山本 長次	経済	佐賀大学経済学部 准教授
わたなべ くにとし 渡辺 訓甫	河川工学	元佐賀大学大学院 工学系研究科 教授

第2回学識者懇談会での主な意見

- 専門的でなく、一般市民にもわかるような治水安全度の示し方が必要。
- 整備メニューの一時選定は治水のみで判断しているが、利水・環境と議論が進む中で、復活するメニューもあるのではないか。
- 治水対策の非選定理由を再考して欲しい。
- 二次選定の検討時に、費用対効果の概念を示すべき。
- ライフサイクルコストの算出は可能なのか。
- ピンポイントの整備内容を示さないと、議論しにくいので具体的な整備内容を示して欲しい。
- 総合的な水行政、流域自治体との関わりについても整備計画に示すことができるのか。

六角川学識者懇談会のスケジュール(案)



原案に対する住民意見聴取
住民意見交換会の開催
ホームページによる聴取 等

※委員会の回数、審議内容等については議論の進行に応じ柔軟に対応する。